

(件名) 原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難について

(陳情の趣旨)

原発事故時、放射能被ばくに対して妊産婦・乳幼児・児童は、より大きな影響を受けます。PAZ圏以外でも、優先避難を検討していただきたい。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

PAZ圏以外でも妊産婦・乳幼児・児童の優先避難を検討することを求める。

(件名) 九州電力に対して川内原発免震重要棟の早期建設を求めることについて

(陳情の趣旨)

九州電力は昨年の12月17日に、今年の3月末までに完成させるとしていた川内原発免震重要棟建設の撤回を前提とする設置変更申請を、原子力規制委員会へ提出しました。しかし、県民に対する説明会もありません。現在ある代替緊急時対策所の緊急という文字を取り、となりに耐震支援棟を建設するという計画です。規制委員会は現在、審査に入っていますが、規制基準でも免震重要棟建設の方針は福島原発事故の教訓の一つとして取り入れられています。

- 1 免震・耐震とは〈免震〉建物と基礎との間に免震装置を設置し、地盤と切り離します。こうすることで、建物に地震の揺れを直接伝えない構造です。〈耐震〉地震の力に対し、主に壁の強度を上げて耐える構造です。建物が頑丈でも地震の揺れは建物内部に伝わり、2階・3階と上がる程、揺れが増幅します。
- 2 福島原発事故当時の清水正孝東電社長は国会事故調査委員会で「あれがなかったらぞっとする」と報告しています。2007年の中越沖地震により新潟県の柏崎刈羽原発の耐震構造の緊急対策室のドアが歪んで開かず中に入ることができませんでした。県とのホットラインもつながりませんでした。この事故の経験を踏まえて免震重要棟が福島原発と柏崎刈羽原発に建設されました。
- 3 免震重要棟と緊急時対策所
 - ・基準地震動に耐えられ、その上に免震性があるものが免震重要棟(約6600㎡。この内、緊急時対策所は約620㎡)。
 - ・基準地震動に耐えられるだけなのが現在ある代替緊急時対策所(170㎡。これは約50坪しかない)。免震重要棟が耐震性に劣るということではありません。
○東北地方太平洋沖地震(H23.3)で、地震及び津波の発生時に福島第一及び第二原子力発電所における緊急時の指揮対応は免震重要棟内に設置された緊急時対策所で行われ、免震構造の有効性が確認された。※九電が2014年6月17日付けで原子力規制委員会へ出した資料より。
- 4 規制委員会は川内原発免震重要棟の完成を待たず、再稼働を優先し、代替緊急時対策所と2016年3月(平成27年度)までの免震重要棟建設を前提に新規規制基準に適合しているとし、2014年9月10日、九電に1号機設置変更を許可しました。
★規制庁は翌月の10月に川内原発30キロ圏各地で「川内原子力発電所に係る新規規制基準適合性審査結果に関する住民説明会」を行いました。配布した規制委員会資料にも「平成27年完成予定の免震重要棟内に同様の機能を有する緊急時対策所を設置する方針を確認。」とあります。
10月29日の日置市での説明会で九電は緊急時対策所の説明はしましたが、資料には免震重要棟の文字はありません。また代替緊急時対策所の代替の文字を削っています。
- 5 川内原発2号機の営業運転入りから1ヶ月後の2015年12月17日(建設期限の3ヵ月半前)、地元の事前了解もなく免震重要棟建設撤回を規制委員会へ申請しました。
九電は免震重要棟敷地造成工事は2013年9月から開始したと言っています。造成工事終了後は放置したままです。造成工事終了期日は発表されていません。

- 6 2月3日の規制委員会臨時会議が九電社長を呼んで開かれましたが、委員から「福島第一原発事故で免震重要棟が使われた経験をよく考えた方が良い」とも指摘されている状態です。
- 7 佐賀県の山口祥義知事は1月20日の記者会見において、規制委員会の審査結果を待たず、玄海原発での免震重要棟の建設撤回について反対し、『やるといったものはやるべき。信頼関係の問題だ』と発言。九電は玄海原発では免震重要棟撤回は「自紙」状態となっています。
- 8 川内原発は免震重要棟なしで現在再稼働中であり、もし大事故が起きた場合は福島原発事故より深刻な状態になるのではないかと危惧します。

記

九州電力に対して川内原発免震重要棟の早期建設を求めること。

(件名) 九州電力に対して免震重要棟の建設を要請していただくことを求める
陳情書

(陳情の趣旨)

平成27年12月17日に、九州電力は、「川内原子力発電所1, 2号機の更なる安全性・信頼性向上への取組みに係る特定重大事故等対処施設の設置等」について、計画を明らかにし、県に対して安全協定書第6条第1項に基づき、事前協議を申し入れています。

この計画の中には、テロ対策として、特定重大事故対処施設を設置することに加えて、当初、「緊急時対策所の機能」と「それをサポートする機能(支援機能)」を持つ「免震重要棟」を設置することとしていたものを、「免震重要棟」を設置せず、現在使用している「代替緊急時対策所」の名称を「緊急対策所」へ変更し、支援機能を持つ「耐震支援棟」を建設するという内容が含まれています。

これに対し、原子力規制委員会の田中俊一委員長は、1月6日の記者会見で「設置を前提として再稼働の許可を得ている。基本的に約束を守ってもらわないといけない。」と発言しました。

その後、2月3日、原子力規制委員会の臨時会議において、九州電力の瓜生道明社長と、原発の安全性向上の取組みについて意見交換した際、田中委員長は、撤回の理由が「納得できるようなものでなく、準備不足」と指摘しました。石渡委員は、川内原発の審査で免震重要棟の特性に応じた基準地震動を別個に策定した経過にも触れながら「免震重要棟は福島第1原発事故で実際に使われた。その経験をしっかり把握して、よく考えてもらった方がいい」と発言しました。

九州電力は、川内原発の再稼働にあたって、住民に対しても、重大事故時の対策として免震重要棟を建設することを説明してきました。その建設完了予定の平成28年3月末の直前になって、突然、建設中止を明らかにすることは、住民との信頼を大きく損ねるだけではなく、重大事故時の安全対策に大きな支障をきたすことも考えられます。

そもそも「耐震」は地震の力に対して、主に壁などの強度を上げて耐える構造で、建物が頑丈でも地震の揺れは建物に伝わります。これに対して「免震」は建物と基礎の間に免震装置を設置し、地盤と切り離すことで、建物に地震の揺れを直接伝えない構造になっているものです。福島第1原発事故において、免震重要棟があったからこそ、最前線の拠点として職員が留まり、対応することができました。

川内原発の重大事故時の緊急時対策所としての役割を十分に発揮し、規制委員会や県民との約束を果たすためにも、県議会として、九州電力に対して免震重要棟の建設を要請していただきますよう陳情いたします。

(件名) 九州電力に川内原発免震重要棟を早急に建設させるように求める件

(陳情の趣旨)

昨年12月17日、九州電力は、事故の際の拠点となる免震重要棟を建設しないと明らかにした。

免震重要棟は、2007年の新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原発の事務棟のドアが開かなくなった教訓から、同県泉田知事が東京電力に強く要請し、設置させたものであり、福島第一原発事故では清水正孝・東京電力社長（当時）に「あれがなかったらと思うとぞっとする」と国会福島原発事故調査委員会で行った発言のほど、極めて重要な役割を果たした。

九州電力は、昨年8月の川内原発1号機、および10月同2号機の再稼働の際には、耐震構造の代替施設「代替緊急時対策所」を建設し、2016年3月までには、本格的な免震構造の免震重要棟を完成させると、規制委員会に説明し、鹿児島県民にも明らかにしていた。それを「費用面も全く無関係ではない」として、いとも簡単に反故にしようというのである。

各界から批判の声が巻き起こっているが、九州電力はいまだに発表を撤回していない。

今回の九州電力の利己的決定に対し、私たちは、下記のような見解に立っている。

第一に、これは信義則違反であり、鹿児島県内の全自治体、議会はもとより、川内原発再稼働の賛否にかかわらず全県民を愚弄するものである。

第二に、現在でも、もちろん九州電力が表明した12月段階においても、免震重要棟建設予定地に建設に取り掛かろうとした形跡は一切ない。これは、8月および10月、世間の耳目が再稼働に集まっている間にも、九電は、一方で免震重要棟の建設撤回を視野に入れていたことを示す。再稼働を済ませればあとはどうにでもなると計算していた九電の姑息な姿勢には、ほとんどあきれてしまう。

第三に、現状の耐震構造と、予定していた免震構造は、読んで字のごとく、本質的に異なるものである。「免震」は地震の揺れそのものを低減させ、円滑な作業を保証する。「耐震」は建屋の破壊を免れるだけであり、ドア等の構造材、室内の器材の損壊は免れない。ましてや余震の続く中ではまともな作業は期待できない。

第四に、現状の「代替緊急時対策所」は170平米しかなく、100人収容としているが、一人当たり1.7平米である。通常の事務所では最低6平米とされるのを考えると1/3以下という異常な狭さである。予定されていた免震重要棟の対策所は620平米であった。九電は近くに宿泊可能な耐震支援棟を建てると言うが、対策所の狭さには変わりはない。

第五に、明らかな安全性の後退を、安易に発表する九州電力は、同時にあらゆる面にわたって原発を安全に運転する意思がない、と表明したも同然である。このような九電に、川内原発1号機・2号機を運転する資格はない。下記陳情します。

- 一 鹿児島県議会と県民を愚弄した九州電力に対し、謝罪を要求すること。
- 一 九州電力に対し、県議会と県民に約束した通り川内原発敷地内に早急に免震重要棟を建設させること。
- 一 万が一にも建設しないのであれば、川内原発1号機、2号機の運転を停止させること。

(件名) 県議会として九州電力に川内原発「免震重要棟」の設置を求めることについての件

(陳情の趣旨)

「免震重要棟」は、万一の過酷原発事故に際して、対応の拠点となる施設であり、福島第一原発事故に直面した東京電力社長が「あれがなかったらゾッとする」と表現した最重要の施設です。

九州電力は川内原発の再稼働申請（規制基準適合性審査）において、その設置を前提として原子力規制委員会の審査を受け、許認可を得ました。県民、鹿児島県、鹿児島県議会に対しても、2015年度中に完成させると「公約」してきたはずですが。

しかし九電は昨年12月、これを一方的に破棄し、耐震構造の「緊急時対策所」で済ませると表明しました。県民、鹿児島県、県議会に対する背信行為であり、県民も県議会をも愚弄するものに他なりません。規制委員会自身も不決感を隠せない状態です。

九電は、「耐震構造の施設は造ったことがあるが、免震棟を造るには知見が不足している。新たにテストなどを実施しなければならないので、時間がかかる」などと主張していますが、適合性審査申請の時点でもそんなことは分かっていたはずですが。九電は「費用面も全く無関係ではない」とも説明しました。安全性最優先ではなく、負担軽減を重視する姿勢が透けて見えます。いのちを軽視するに等しい方針転換といわざるを得ません。住民の安心・安全と企業経営・収益とを天秤にかけることがそもそも間違いです。

地震の揺れに耐えるという「耐震構造」と、揺れのエネルギーを免れる（逸がす）という「免震構造」とでは、異なる思想に基づいています。そもそも免震重要棟は、新潟県中越沖地震（2007年7月）に直面して東電・柏崎刈羽原発でトラブルが続発した際、本館対策室のドアの開閉ができなくなったことを知った新潟県知事が、東電に免震棟建設を要求して造られた、といういきさつがあります。福島第一原発では事故の8カ月前に完成し、それで「あれがなかったらゾッとする」という東電社長の発言となったのです。

この問題について鹿児島県議会は、九電に十分な説明を求め、方針転換の根拠を徹底的にたずねべきだと考えます。それにとどまらず。県民のいのち・安全・安心を最優先するという立場から、県議会として「川内原発の『免震重要棟』設置を求める」という意見表明をしていただきたいと思います。

上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 鹿児島県議会として九州電力に川内原発「免震重要棟」の設置を求めること。

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

(陳情の趣旨)

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。
一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていたましたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現するべきです。

【陳情の要旨】

政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

(件名) 児童および障害のある人の福祉施策に関する陳情書(5項)

(陳情の要旨)

1994年の児童の権利条約批准から遅れること20年、国連障害者権利条約が2014年に批准され、障害者差別解消法など国内法が少しずつ拡充されつつある中、本県においても「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定されたところです。社会的に弱い立場にある人の権利保障も含めて、障害があってもなくても、誰もが差別されることなく、分け隔てなく育ち、暮らし、働くことのできる鹿児島を実現するために、県民みんなで力を合わせていけたらと願います。

これらの動きの一方、近年全国的に国民の貧困化や所得格差が拡大する中で、高齢者、障害者、ひとり親家庭、子どもの貧困が社会問題化しています。また介護保険制度や障害福祉制度においては「負担は厚く、支援は薄い」状態が年々深刻化しており、さらに営利企業の福祉参入を許す等の制度設計によって、「社会福祉」は本来の意味を急速に失いつつあります。福祉・保育労働従事者の相次ぐ離職など慢性的な担い手不足によって社会福祉の現場は様々な問題が山積し、日々深刻化しています。

社会保障改革の名のもとに、「自己責任」や「自助」が声高に叫ばれています。生存権を規定した憲法25条、幸福追求権を規定した憲法13条を真の意味で守り、障害があってもなくても誰もが自由と幸福のもとで安心して暮らしていける地域や社会をつくるため、以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

- 1 障害のある方が介護保険に切り替わったときに、今まで使っていた制度が利用できなくなったりします。介護保険優先原則ではなく、その人に合わせた制度利用が出来るようにしてください。
- 2 入院時に家族以外でも付き添えるように、入院時付き添い制度を創設してください。
- 3 児童通所発達支援の利用申請から利用開始までの期間がより短縮できるよう配慮してください。
- 4 児童の放課後等デイサービス事業における受給量制限を撤廃するよう国に働きかけてください。
- 5 保育園の3歳以上の子どもが主食を持ってこなくてもよいように、完全給食を実現してください。
- 6 障害者差別解消法や障害者差別解消条例の理念が県民の文化として深く根づいていくための、具体的な手だてを講じてください。
- 7 福祉職の深刻な人手不足対策のため、早急に処遇改善にとりくむよう国に働きかけてください。

署名者 16,146名

(署名簿 — 添付省略)

(件名) 川内原発1, 2号機の原子炉圧力容器などの部品強度の健全性が確認されるまでは、再稼働しないよう求める陳情書

(陳情の趣旨)

今年10月にフランス原子力安全局 (ASN) は、日本鋳鍛鋼が製造した蒸気発生器鋼材が、フランスの規格を遙かに上回る高い炭素濃度であることを確認した。炭素濃度が高いということは、強度が弱くなるということであり、フランスの原子力安全局に助言を行うフランス放射線防護原子力安全研究所 (IRSN) は、調査の結果、強度不足により破壊、炉心むき出しから溶融にまで繋がる可能性リスクを警告した。

現在、フランスでは、日本鋳鍛鋼の鋼材を使用した11基の原発は、詳細な検査と安全評価が終わるまで停止が命じられている。フランス原子力安全局の調査の対象となっているのは、日本鋳鍛鋼の部品だけではなく、日本製鋼所の部品も同様である。

一方、日本においては、九州電力が当該部品を使用しているにもかかわらず、実機での非破壊検査等の調査は行わず、製造記録のみで「規格以上の炭素濃度は確認できない」と報告し、規制委員会は、それを受けて問題なしとしている。

フランスでも同様の製造記録がASNに提出されたが、ASNはそれに依拠することなく非破壊検査を命じた。その結果、規格以上の炭素濃度が確認された。川内原発も、実機での非破壊検査等がなされねばならない。

あの福島第1原発事故から5年8ヶ月が経過した現在でも、事故の原因すら解明されず、いまだに8万人余の住民が故郷を追われ、苦しい避難生活を強いられている。もう二度と原発事故を繰り返さないことが、福島事故を経験した私たちの責務であり、川内原発の安全性を改めて検証することが今ほど求められている時はない。

つきましては、下記の項目について、県議会として、県並びに九州電力に対して要請していただくことを陳情するものである。

記

- 1 フランス放射線防護原子力安全研究所 (IRSN) の警告に基づき、川内原発1, 2号機の原子炉圧力容器、蒸気発生器、加圧器の強度不足問題について、県独自に情報の収集と分析、専門家からの意見の聴取、適切な検査を求めるなどの検証を行うこと。
- 2 現在、定期検査で停止している川内原発1号機において、原子炉圧力容器、蒸気発生器、加圧器の強度について実際に非破壊検査・検証を行い、健全性が確認されるまで再稼働させないこと。
- 3 現在、稼働している川内原発2号機においては、直ちに停止させたいうえで、1号機と同様、実際に非破壊検査・検証を行い、健全性が確認されるまで再稼働させないこと。